



Title	海洋法、人道法に関する架空紛争事例に基づく国際法の実践的な研究
Author(s)	
Citation	令和4（2022）年度学部学生による自主研究奨励事業 研究成果報告書．2023
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/90967
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

令和4年度大阪大学未来基金「学部学生による自主研究奨励事業」研究成果報告書

ふ り が な 氏 名	ただつ みほ 忠津 美穂	学部 学科	法学部法学科	学年	2 年				
ふりがな 共 同 研究者氏名	いけたに ゆうさく 池谷 勇作	学部 学科	外国語学部 外国語学科	学年	3 年				
	にしむら ひかり 西村 希望		外国語学部 外国語学科		3 年				
	いぶき じゅんや 伊吹 潤也		外国語学部 外国語学科		2 年				
	たかはし りゅうのすけ 高橋 隆之介		法学部法学科		1 年				
	たに かほ 谷 夏帆		外国語学部 外国語学科		1 年				
	やました ゆき 山下 由貴		外国語学部 外国語学科		1 年				
アドバイザー教員 氏名	にすぎ けんと 二杉 健斗	所属	国際公共政策研究科						
研究課題名	海洋法、人道法に関する架空紛争事例に基づく国際法の実践的な研究								
研究成果の概要	研究目的、研究計画、研究方法、研究経過、研究成果等について記述すること。必要に応じて用紙を追加してもよい。(先行する研究を引用する場合は、「阪大生のためのアカデミックライティング入門」に従い、盗作剽窃にならないように引用部分を明示し文末に参考文献リストをつけること。)								

I. 研究目的、研究計画

昨今の国際社会は、海洋境界画定、ウクライナ危機等、多岐にわたり困難な試練を抱えている。そのような複雑な情勢に対応するため、架空の国家や人物を取り巻く事案を検討し机上の議論にとらわれない国際法の実践的研究を行うことが本研究の目的である。

研究にあたって、判例や海外の学術論文、国際機関の文書等英語資料を用いる。なお資料探索には、大阪大学図書館に加え、平和宮図書館（Peace Palace Library）のデータベースや、IHL のデータベース、赤十字国際委員会（以下、ICRC）のホームページを利用する。

II. 研究方法、研究経過

上記目的を達成するため、国際法模擬裁判大会 Japan Cup、2022 年度人道法ロールプレイ大会の 2 種類の架空紛争事例を検討する。まず、国連海洋法条約（以下、UNCLOS）に関する架空紛争事例に基づき、大会に向けて作成した論を振り返り、その論点についてさらに詳しく研究する。次に、国際人道法ロールプレイ大会の出場に向けては、ICRC の任務・構造、関係する条約・慣習国際法を整理する。

国際法模擬裁判 Japan Cup に向けて原告国、被告国の 2 つの立場から作成した申述書をもとに、UNCLOS 上の論点について再検討を行った。国際人道法ロールプレイ大会に向けては、問題文に含まれる人道法上の問題点について調べ、議論した。また、予想問題を作り、そのシチュエーションでロールプレイを行う練習を重ねた。

III. 研究成果

以下、A) 国際法模擬裁判 Japan Cup の架空紛争事例に基づく海洋法研究と、B) 国際人道法模擬裁判大会の架空紛争事例に基づくロールプレイ大会への参加 で得られた成果について、2 パートに分けて報告する。

III-A. 海洋法

本大会論点 1 の主な争点は、義務的紛争解決手続を定める国連海洋法条約（以下、UNCLOS）に加入することそれ自体が、問題文被告（以下、被告）が選択条項受諾宣言に付した留保の言う「別の紛争解決手続によること」への「合意」を構成するか否かであった。大会準備中特に抽象的で難解であると感じた本論点について、大会後に再研究を行った。

以下では、まず、ICJ が選択条項受諾宣言と留保をどのように解釈してきたかを示す。次に、UNCLOS 第 15 部の紛争解決規程と選択条項受諾宣言の関係を簡潔に説明する。さらに、2017 年インド洋海洋境界画定事件（以下、ソマリア・ケニア事件）先決的抗弁判決で ICJ が示した UNCLOS 第 15 部の解釈を整理する。最後に、結論を述べ、本大会で阪大チームの作成した主張の再評価を行いたい。

III-A-1. 選択条項受諾宣言と留保

選択条項受諾宣言を行う国は宣言に留保を付することができる。選択条項受諾宣言は、交渉の結果としての条約とは異なり、その解釈の方法も条約のそれとは異なる¹。受諾宣言は宣言を行う国の意志

¹ Anglo-Iranian Oil Co. case (jurisdiction), Judgment of July 22nd, 1952: I. C. J. Reports 1952, pp. 104-105.

で一方的になされるものであることから、ICJ はこれまで、宣言を行った国の意図を十分に考慮して、自然かつ合理的な方法で受諾宣言と留保を解釈してきた²。

本大会問題文において被告は選択条項受諾宣言に「紛争の当事国が、別の紛争解決手続によることに合意したか又は合意する紛争」を除外する留保を付している。このような留保は、最も一般的な留保であるとされる³。ICJ の実務では、このような留保は、ICJ 以外の手続を利用するという両国の意図が「合意」から明らかに読み取れる場合に限り、管轄権を排除するという傾向がある⁴。

III-A-2. 留保付き選択条項受諾宣言と UNCLOS 第 15 部の関係

UNCLOS 第 15 部は、同条約の解釈適用に関する紛争について、第一に紛争当事国が自由に選択する手段によって解決を促す仕組み（1 節）と、それでも解決できなかった場合に一方当事国の付託によって裁判が開始できる仕組み（2 節）と、2 節の義務的手続が適用できない例外（3 節）を定める。287 条 1 項により、締約国は、4 つの裁判所のいずれかを選択する書面による宣言を行うことができる。付属書 VII 仲裁を受け入れる旨の宣言を行った国と、宣言を何も行わなかった国の間では、3 項により、どちらか一方の付託によって仲裁手続を開始できる関係が成立する。

1 節 282 条は、締約国が紛争を一般的、地域的又は二国間協定に加えて「その他の方法」によって手続に付託することに合意した場合、その他の合意がない限り当該手続は 15 部に定める手続に代わって適用される。282 条は付託合意できる手続を幅広く認めており、選択条項受諾宣言に基づく ICJ への付託合意は「その他の方法」に含まれる⁵。

ここで、被告のような留保付きの選択条項受諾宣言と UNCLOS 第 15 部の関係が、理論的な問題として浮上する。すなわち、15 部のような義務的紛争解決手続を定める UNCLOS に加入すること自体が、このような留保の言う「別の紛争解決手続によること」への「合意」を構成するか否かという問題である。この問題は、被告と同様の選択条項受諾宣言を行っていたケニアが被告となったソマリア・ケニア事件先決的抗弁判決で正面から検討された。

III-A-3. ソマリア・ケニア事件で ICJ が示した解釈

ソマリア・ケニア事件（インド洋海洋境界画定事件）は、インド洋における 200 海里を超える部分を含む大陸棚の境界画定を巡って起きた紛争であり、ソマリアが両国の選択条項受諾宣言を根拠に紛争を ICJ に一方的に付託したことから ICJ での審議が開始された⁶。被告ケニアは、先決的抗弁におい

² Fisheries Jurisdiction (Spain v. Canada), Jurisdiction of the Court, Judgment, I. C.J. Reports 1998, paras. 47-48.

³ Alexandrov, S. (2001), Accepting the Compulsory Jurisdiction of the International Court of Justice with Reservations: An Overview of Practice with a Focus on Recent Trends and Cases, Leiden Journal of International Law, 14(1), p. 117.

⁴ *Ibid.*, pp. 118-119.

⁵ Myron H. Nordquist (Editor-in-Chief), Shabtai Rosenne and Louis B. Sohn (Volume Editors), *United Nations Convention on the Law of the Sea*, 1982: A Commentary, Vol.V, Dordrecht, Boston, London, 1989, pp. 26-27, para. 282.

⁶ Maritime Delimitation in the Indian Ocean (Somalia v. Kenya), Preliminary Objections, Judgment, I.C.J. Reports 2017, para. 28.

て、両国間で結ばれた了解覚書 (MOU) や、UNCLOS 第 15 部の義務的手続が、ケニアの宣言の言う「他の解決方法によること」への合意にあたるとして、ICJ の管轄権を否定する主張を行った⁷。ケニアによれば、ケニアの留保は、UNCLOS に基づく「合意」を特別法及び事後法として、選択条項受諾宣言に基づく ICJ への付託合意に優先させるという⁸。

ICJ は、ケニアの留保が合意の具体的な性質や合意が結ばれる時期を特定していないことから、特定の合意が留保に含まれるか否か、すなわち UNCLOS を批准することによってそのような合意が構成されるか否かは、15 部の関連規定を検討することで判断され得るとした⁹。

ICJ は、UNCLOS が、紛争解決手段の選択について、締約国にかなりの柔軟性を与えている点を強調しつつ、2 節の義務的手続は、拘束力のある紛争解決の基礎を提供することにより条約の完全性を確保する上で 1 節を補完するものであるが、これらの手続は 1 節の規定に従属するとの解釈を示した¹⁰。また、第 3 回国連海洋法会議が開催された期間 (1973～1982 年)、当時存在した選択条項宣言の半分以上がケニアと同様の趣旨の留保を含んでいたにもかかわらず、このような留保を含むものを 282 条の範囲から排除する意図が準備作業部会では示されていないことを指摘した¹¹。以上のことから、ICJ は、選択条項受諾宣言は、ケニアと同様の趣旨の留保が含まれるものであっても、UNCLOS の解釈または適用に関する紛争を ICJ に付託するための合意を構成するため、282 条に従って、ICJ での手続が UNCLOS の手続に「代わって」適用されるとの解釈を示した¹²。また、ICJ は、1927 年ホジュフ工場事件判決の次の一節を引用しつつ、ICJ が管轄権を有することによって管轄権の空白を回避することができるとし論理を補強した¹³。

「裁判所は、他の裁判所の管轄権との関係で自らの管轄権を明確にしなければならない場合、正義の否定の危険を伴う管轄権の否定的対立の可能性を事前に排除するのに十分明確であると考えられる条項に直面しない限り、自らの管轄権を譲ることはできない」¹⁴

以上のように、ICJ は、選択条項受諾宣言に基づく ICJ への付託合意が 282 条の範囲に入ることを検討した後、準備作業部会でケニアと同様の趣旨の留保を含むものを 282 条の範囲から排除する意図が示されていないという消極的な理由のみで、同様の留保を含む選択条項受諾宣言に基づく ICJ への付託合意まで 282 条の範囲に入るという一般的な結論を導き出している。Robinson 判事は、その反対意見の中でこの点を「弱い議論」とであると痛烈に批判している¹⁵。

ICJ は、ある国が一方的に選択条項受諾宣言を寄託すると、以前に宣言を行った国、またはその後宣言を行おうとする国との間に「合意的な結合関係」が生まれると説明している¹⁶。判事は、選択条

⁷ *Ibid.*, para. 107.

⁸ *Ibid.*, para. 112.

⁹ *Ibid.*, para. 121.

¹⁰ *Ibid.*, para. 125.

¹¹ *Ibid.*, para. 129.

¹² *Ibid.*, para. 130.

¹³ *Ibid.*, para. 132.

¹⁴ *Factory at Chorzów, Jurisdiction, Judgment No. 8, 1927, P.C.I.J., Series A, No. 9, p. 30.*

¹⁵ *Maritime Delimitation in the Indian Ocean (Somalia v. Kenya), Preliminary Objections, Dissenting Opinion of Judge Robinson, I.C.J. Reports 2017, 67, para. 21.*

¹⁶ *Right of Passage over Indian Territory (Portugal v. India), Preliminary Objections, Judgment, I.C.J.*

項受諾宣言の「強制」の要素は、この結合関係または相互のコミットメントから生じるとする¹⁷。判事の見解では、したがって、ケニアとソマリアの選択条項受諾宣言が、282 条の範囲に入る両者の合意とみなすに十分な「合意的な結合関係」、すなわち相互のコミットメントを構成するかどうかを確認しなければならない¹⁸。選択条項受諾宣言に含まれる留保は、2 国がこのような結合関係に入ることと妨げる¹⁹。

判事は、上のような論理で、282 条と義務的手続の関係についての検討に入る前に、ケニアの宣言の解釈を行うべきであったと主張した。また、もし仮に ICJ が管轄権を放棄したとしても、ケニアとソマリアは付属書 VII 仲裁を利用することができるため、PCIJ 判決の引用は適切ではないとも述べている²⁰。さらに、ICJ によるこの論理補強は、ICJ を唯一の紛争解決手段にしないとする UNCLOS 15 部の紛争解決制度創設の意義を損なうとも批判している²¹。

III-A-4. 結論と阪大チームが本大会で作成した論の再評価

義務的紛争解決手続を定める UNCLOS に加入すること自体が、被告の留保の言う「別の紛争解決手続によること」への「合意」を構成するか否かという問いに対して、ICJ は否定的な判決を下した。この判決は、今後同様に海洋法の紛争解決制度と ICJ の管轄権の競合が問題となる場合のリーディングケースとなるであろう。

しかし一方で Robinson 判事のような反対意見も存在する。UNCLOS 第 282 条の解釈を重視した ICJ に対して、判事はケニアの宣言の解釈を重視した。もしこの問題を純粋な選択条項受諾宣言の解釈の問題として扱っていたならば、判決は違ったものになったはずである。なお、本判決を担当した判事の中で、選択条項受諾宣言と UNCLOS 第 15 部との関係について異議を唱えたのは Robinson 判事ただ一人であった。

模擬裁判の問題文に正解があるわけではない。しかし、本大会で作成した論を振り返ると、阪大チームは、原告は判例の権威に依拠した論を、被告は判例との事実関係の相違に基づく論を作成していたことがわかった。Robinson 判事がその反対意見の中で展開したように、純粋な法解釈に基づく論を作成することで、より洗練された論となったはずであった。

III-B. 国際人道法

国際人道法は、武力紛争の現場で実際に適用されるルールである。国際人道法模擬裁判大会の架空紛争事例に基づくロールプレイ大会に出場を通して世界で起きている武力紛争を取り巻く状況に対する理解を深めようと考えた。以下では、大会の内容を簡潔に示し、最後に、大会で得た成果と今後の課題を報告する。

III-B-1. 大会の進行

Reports 1957, p. 146.

¹⁷ Dissenting Opinion (2017), para. 13.

¹⁸ *Ibid.*, para. 15.

¹⁹ *Ibid.*, para. 28.

²⁰ *Ibid.*, para. 37.

²¹ *Ibid.*, para. 34.

シミュレーションが発表されてから 30 分間、プレイヤー3 人で演じる役の立場を確認し、ジャッジ役との話し合いの内容や進め方を準備する。その後 20 分間は与えられた役を演じながら、ジュネーブ諸条約、ICRC 等の知識に基づいた英語での対話を行う。

III-B-2. 大会内容

まず、与えられた以下の状況から、ICRC 職員としてモマーヨと話すべきことを抽出した。

架空の国家モマーヨ国とキッサカ国は国際武力紛争を行っていた。キッサカ軍の作戦の一環として原油を流出されたナダワダ川に面するタパニ村（モマーヨ領）は、資源の枯渇とキッサカ軍による侵攻の危険に直面し、住民たちは避難を試みていた。しかし、戦況からそれは難しく、またタパニ村への人道支援要員もキッサカ軍により足止めされていた。そのため、モマーヨは ICRC と、紛争の影響のない地域への人道回廊についての議論を行う。

次に、人道回廊設置を巡る問題について 20 分間の議論を行った。設置に際し、キッサカとの合意の下で両軍の活動は一時停止してもらうことを伝えたが、一時停止できる法的根拠は不明だった。また、モマーヨからの文民の移動を強制できるかという問いかけに対し、強制移動できないことの法的根拠を示すことができなかった。シミュレーション全体を通じ、英語や法知識が曖昧なためにたじろぐことが多々あった。

III-B-3. 大会の成果と今後の課題

知識を具体的場面と結びつけ、英語で自分の意見を相手に適切に伝えることができれば、国際人道法を実践的に扱うことは難しい。しかし、当事者目線で法を運用してみると、武力紛争を取り巻く状況に対する理解が深まった。

本ロールプレイ大会で問題となった人道回廊の設置は文民の敵対行為からの保護を目的としているが、設置が明文で定められているわけではなく法的根拠がない²²。紛争地での ICRC の活動の法的枠組みやその活動の限界について、実際の活動事例を通じて明らかにすることを今後の課題とした。

判例及び個別意見

Factory at Chorzów, Jurisdiction, Judgment No. 8, 1927, P.C.I.J., Series A, No. 9.

Anglo-Iranian Oil Co. case (jurisdiction), Judgment of July 22nd, 1952: I. C. J. Reports 1952, p. 93.

Right of Passage over Indian Territory (Portugal v. India), Preliminary Objections, Judgment, I.C.J. Reports 1957, p. 146.

Fisheries Jurisdiction (Spain v. Canada), Jurisdiction of the Court, Judgment, I. C.J. Reports 1998, p. 432.

Maritime Delimitation in the Indian Ocean (Somalia v. Kenya), Preliminary Objections, Judgment, I.C.J. Reports 2017, p. 3

Maritime Delimitation in the Indian Ocean (Somalia v. Kenya), Preliminary Objections, Dissenting Opinion of Judge Robinson, I.C.J. Reports 2017, 67.

²² Maëlle L'Homme, *Humanitarian Corridors: Negotiated Exceptions at Risk of Manipulation*, 4, Journal of Humanitarian Affairs 48(2022), p. 1.

参考文献

Myron H. Nordquist (Editor-in-Chief), Shabtai Rosenne and Louis B. Sohn (Volume Editors), *United Nations Convention on the Law of the Sea*, 1982: A Commentary, Vol.V, Dordrecht, Boston, London, 1989.

Alexandrov, S. (2001), Accepting the Compulsory Jurisdiction of the International Court of Justice with Reservations: An Overview of Practice with a Focus on Recent Trends and Cases, *Leiden Journal of International Law*, 14(1), 89-124. doi:10.1017/S092215650100005X

Maelle L'Homme, *Humanitarian Corridors: Negotiated Exceptions at Risk of Manipulation*, 4, *Journal of Humanitarian Affairs* 48(2022).